

貸金業の登録申請（新規・更新）手続きについて

鹿児島県 総務部 男女共同参画局 くらし共生協働課 消費者行政推進室

貸金業の登録

- ・貸金業を営むためには、国（財務局長）又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

〈登録区分〉	〈登録申請先〉
営業所が複数都道府県にある場合	財務局長
営業所が1都道府県のみにある場合	都道府県知事

- ・登録の有効期間は3年間で、貸金業を引き続き営むためには、登録の更新が必要となります。
- ・更新は、有効期間満了の2か月前までに申請しなければなりません。遅れた場合は新規登録申請となります。

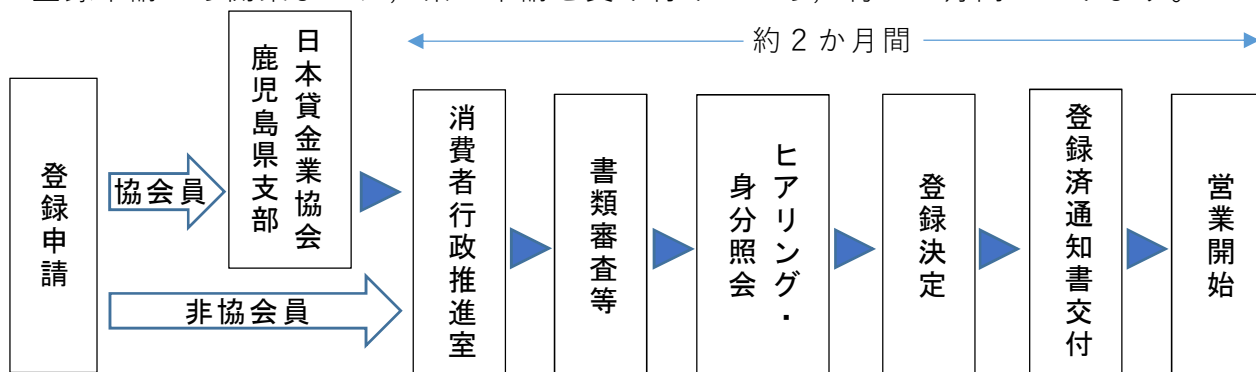
※ 下記の要件に該当する場合は、登録を受けることはできません。

◎登録拒否要件

- ・申請者（法人の場合、常務に従事する役員）が貸付業務に3年以上従事した経験を有しない。
- ・直近の財産調書又は貸借対照表において、純資産額が5,000万円以上無い。
- ・貸金業務取扱主任者が設置されていない。
- ・その他、貸金業法第6条に規定する拒否要件に該当する。 等

登録申請から開業まで

- ・登録申請から開業までは、県が申請を受け付けてから、約2か月間かかります。



※新規登録申請は必ず非協会員（貸金業者でなければ日本貸金業協会に入会することはできないため）となる。

※協会員への登録済通知書の交付は、協会支部を経由して交付する。

登録申請書の提出先

◎日本貸金業協会員：日本貸金業協会熊本県支部

〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町 7 番 32 号

熊本県蚕糸会館内

TEL 096-322-3640

◎非 協 会 員：鹿児島県 くらし共生協同課 消費者行政推進室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 9 階

TEL 099-286-2530

登録申請手数料

- ・鹿児島県収入証紙により、15万円を申請時に納入してください。
- ・納入いただいた申請手数料は、登録拒否、申請取り下げの場合でもお返しできません。

登録申請書等の提出部数

- ・登録申請書は、正本1部、副本1部（正本のコピー）を提出してください。
- ・添付書類については、各1部ずつ提出してください。

受付時間

- ・平日午前8時30分から午後5時15分まで（ただし午後12時～午後1時を除く）
- ・土曜、日曜、祝日等の県が閉庁日である場合は受け付けておりませんので御留意ください。
- ・日本貸金業協会熊本県支部の受付時間については、直接支部までお問い合わせください。

登録申請にあたっての注意

●二重登録

- ・同一人が、2つ以上の登録を受けることはできません。
- ・異なる商号や屋号を使用しても同様です。

●同一店舗における複数登録

- ・同一店舗で、複数の業者が貸金業を営むことは、資金需要者にとって、紛らわしく、誤解を招くおそれがあるため避けてください。
- ・夫婦や同一人による法人与個人の申請については、実質的に二重登録のおそれがあるので、どちらか一方で登録を受けるようにしてください。

○登録申請書及び添付書類一覧

提出部数 登録申請書 正本 1 部、 副本 1 部（添付書類は、 正本のみ添付）

番号	法人	個人	書式の名称	説明
1	○	○	第 1 面	(1) 商号について 法人の場合、 商業登記簿に記載された商号を記載する。 個人の場合、 商号登記を行っている時は、 その商号を記載する。 (2) 氏名について 外国人の場合は、 住民票に通称が記載されている場合は、 氏名欄に（ ） 書で併記することができる。（以下の氏名欄も同様）
		○	第 2 面	(1) 「商号・名称」は屋号又は氏名を記入する。 申請者本人に貸付けの業務に 3 年以上従事した経験が必要。 (2) 「住所」は住民票の住所を記入する。 役員欄には記入不要
	○		第 2 面	「役員」とは、 業務を執行する社員、 取締役、 執行役、 代表者、 管理人又はこれに準ずる者（名称を問わない） 議決権 2 5 % 超を所有する個人、 親会社の議決権 5 0 % 超を所有する個人をいう。 未成年者がいるときはその者の法定代理人。 以下の「役員」 についても同様。 貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する常務に従事する役員が必要
	○	○	第 3 面	「使用人」とは、 営業所等の業務を統括する者（支配人、 本店長、 営業所長等いかなる名称を有する者であるかを問わない。）、 主たる営業所等において貸付け、 債権の管理・回収等資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、 一切の裁判外の行為をなす権限を有する者（部長、 次長、 課長等いかなる名称を有する者であるかを問わない。）、 この権限を代行しうる地位の者等
	○	○	第 4 面	「営業所・事業所」とは、 営業所を営もうとする者又はその代理人が、 一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいう。 法人の場合は、 ①名称は、 本店、 ○○支店、 ○○営業所、 ○○店等と記入する。（個人の場合は○○店などがなければ記入不要） ②所在地は、 建物名、 階数、 部屋番号まで記入し、 市内局番で場所が特定できる固定電話番号を記入する。 ③貸金業務取扱主任者の氏名・登録番号を記入する。
	○	○	第 5 面	広告・勧誘等で表示等をする固定電話番号、 ファクシミリ番号、 フリーダイヤル、 ホームページアドレス、 電子メールのアドレス等を記入する。 ※携帯電話、 PHS、 IP 電話などの、 場所を特定する電話番号でないものは不可
	○	○	第 6 面	行う業種の種類を選択する。
	○	○	第 7 面－ 1	(1) 「貸付けの相手方」 主な貸付けの相手方を記入する。 (2) 「利息の計算方法」 先取り・後取り、 単利・複利、 残債方式・アドオン方式、 円未満切捨・四捨五入の別をそれぞれに記入する。 (3) 「返済の方式」 方式を選択し、 期間、 回数等を記入する
	○	○	第 7 面－ 2	「その他必要と認められる事項」 貸付けの方法（貸付けの申込み及び金銭交付の場所）等を記入する。
	○	○	第 8 面	(1) 法人の場合は、 商業登記簿謄本の目的欄に記載の貸金業以外の事業をすべて記入する。 (2) 個人の場合は、 貸金業以外の事業をすべて記入する。
2	○	○	登録免許税領収書収入印紙又は証紙貼付欄	収入証紙を 1 5 万円分貼り付ける。
3	○	○	誓約書	(1) 法人の場合は、 代表者のみが誓約する。 (2) 個人の場合は、 申請者が誓約する。
4	○		商業登記簿謄本	法務局（登記所）で発行されるもの（履歴事項全部証明書）。 目的欄に「貸金業、 金銭の貸付け、 融資」が入っているもの。
5	○	○	身分証明書	役員（個人の場合は申請者）、 政令で定める使用人、 貸金業務取扱主任者について本籍地の市町村長が発行するもの
6	○	○	住民票の抄本又はこれにかわる書面	役員（個人の場合は申請者）、 政令で定める使用人、 貸金業務取扱主任者について住所地の市町村長が発行するもの。（マイナンバーの記載のないもの）

7	○	○	添付書類	登録申請書等の履歴書	役員（個人の場合は申請者）、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者の貸金業に係る職歴及び兼業状況を全て記入。署名は本人自筆（黒色文字）で行った上で、押印する。 第2面に、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等の公的証明書の公的証明書（顔写真付きのもの）の写しを貼付する。なお、これらが無い場合は、顔写真（縦4 cm、横3 cm）を貼付し、公官署から発行された公的証明書であって、氏名、住所、生年月日が記載されたものの写しを貼付する。
8	○	○		貸付けの業務の経験者の業務経歴書	営業所等ごとに在籍する貸付けの業務（契約の締結、金銭の交付、債権の回収等であって、総務、人事、経理、システム管理等の業務は除く。）に1年以上従事した経験を有する常勤の役員又は使用人について記入する（当該営業所等に在籍する常勤の役員（個人の場合は申請者）で貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者が兼ねることができる。）。必要に応じて職歴証明書等の提出を求めています。
9	○			沿革	役員が法人（会計参与等）である場合、記入する。
10	○			10に係る商業登記簿謄本	法務局（登記所）で発行されるもの（現在事項証明書）。
11	○	○		貸金業務取扱主任者研修修了証書の写し	写しがない場合は、更新登録申請を受け付けません。 なお、新規登録申請の場合は、登録を受けてから6ヵ月以内に貸金業務取扱主任者研修を修了し、修了証書受領後2週間以内に、研修受講届出書に修了証書の写しを添えて提出しなければなりません。 （国家資格合格者で登録済の者は登録証の写し）
12	○			株主又は社員の名簿	議決権の多い順に5名（法人を含む）記入する。
	○			親会社の株主又は社員の名簿	議決権の多い順に2名（法人を含む）記入する。
13	○	○		登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等	役員（個人の場合は申請者）、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者について記入する。
14		○		財産に関する調書	個人の預金、土地等の資産及び借入金等の負債を記入する。（資産及び負債の額を証する書面を添付する【例えば、金融機関の残高証明書（申請日前3日以内に発行されたもの）、証券会社の取引残高報告書、市町村の固定資産評価証明書、不動産鑑定士の鑑定評価書等】）。前年度の課税・所得証明等を確認することがあります。（純資産（資産－負債）が5000万円以上必要）
15	○			定款又は寄付行為	定款の写し（代表者の原本証明（証明年月日も記載すること）が必要です。） 商号、本店所在地、目的に「貸金業、金銭の貸付け、融資」が入っているもの。商業登記簿謄本と合致しているもの（合致していない場合は、株主総会議事録、取締役会議事録等で補充する必要があります。）
16	○	○		営業所等の所在地を証する書面及び営業所の写真	当該営業所等の所有又は賃貸借の形態に応じて、不動産登記簿謄本（原本）、固定資産税課税通知書（課税明細の記載があるもの。原本を提示して、写しを提出）等住居表示の確認ができるもの、賃貸借契約書、使用承諾書（原本）、マンションの場合は管理規約（写し）を添付する。
17	○	○		営業所案内図	営業所付近の地図及び営業所内見取図
18	○			貸借対照表又はこれに代わる書面	前事業年度の決算時の貸借対照表。ただし、決算期が到来していない新設法人にあっては、設立時に作成した貸借対照表。（いずれの場合も代表者の原本証明（証明年月日も記載すること）が必要です。） （純資産（資産－負債）が5000万円以上必要）
19	○	○		貸金業の業務に関する社内規則	資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を添付する。
20	○	○		貸金業の業務に関する組織図	貸金業の業務に関する組織図を添付する。
21	○	○		指定紛争解決機関との契約締結等の状況	新規登録時は貸金業登録番号、指定紛争解決機関の商号名称は未記載でよい。 更新登録時は上記を記載してください。

注1. 官公署発行書類は、申請日前3か月以内に発行さ注1. 官公署発行書類は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。

注2. 申請書及び添付書類は、上の表の番号順（身分証明書、登記事項証明書、住民票及び履歴書（5～8）は個人別にまとめて）に綴じること。

注3. 太枠は、申請者が用意する官公署発行書類

注4. 次に掲げるいずれかの法人である場合は、それぞれ次に定める前事業年度の監査報告書の写しがさらに必要です。

1. 会社法【平成17年法律第86号】第2条第11号に規定する会計監査人設置会社

会社法第396条第1項後段に規定する会計監査報告

2. 1以外の法人で、公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人

当該公認会計士又は監査法人の監査報告されたものであること。

○貸金業法（抜粋）

（登録）

第3条 貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（登録の拒否）

第6条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号※のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

※登録拒否要件は以下のとおり

○登録拒否要件（貸金業法（以下「法」という。）第6条に規定）

登録を受けようとする者が、次の事項のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を受けられません。

- (1) 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項若しくは第24条の6の6第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第38条第1項（第2号から第4号までを除く。）の規定により同法第12条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) この「法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」若しくは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の規定に違反し、

又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり「物価統制令」第12条の規定に違反し、若しくは「刑法」若しくは「暴力行為等処罰に関する法律」の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(7) 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として内閣府令で定める者

(8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記(1)から(7)までのいずれかに該当するもの

(9) 法人でその役員又は法人及び個人で政令で定める使用人のうちに前記(1)から(7)までのいずれかに該当する者のあるもの

(10) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(11) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(12) 営業所又は事務所について貸金業務取扱主任者の要件を欠く者

(13) 純資産額が貸金業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

(14) 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者（以下ア～エのとおり）

ア 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していない（貸金業法施行規則。以下「施行規則」という。）第5条の7第1項第1号）

イ 常務に従事する役員（個人の場合は、申請者）のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者がいない者（施行規則第5条の7第1項第2号）

ウ 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した経験を有する者が常勤の役員又は使用人（政令で定める使用人に限りません。）として1人以上在籍していない者（施行規則第5条の7第1項第3号）

エ 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていない（施行規則第5条の7第1項第4号）

(15) 他に営む業務が公益に反すると認められる者